

## ローソン Ponta カード ハウス会員規約/個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に

## 関する同意条項一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもってローソン Ponta カード ハウス会員規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約及び同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

## ■ローソン Ponta カード ハウス会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第3条 (カードの貸与)</b></p> <p>(1) カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員にお貸しするものです。</p> <p>(2) カードのご利用は会員に限定され、カードを貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などはできません。</p> <p>(3) 会員はカードを受け取られたと同時に、カードの所定欄に署名し、<u>善良なる管理者の注意をもってカードを保管するものとします。</u></p> <p>(4) 会員が(2)又は(3)に違反して、他人にカードを利用させ又は利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。</p>	<p><b>第3条 (カードの貸与)</b></p> <p>(1) <u>カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限等(以下総称して「カード情報」という)が表示されています。</u>カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員に貸与するものです。<u>また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</u></p> <p>(2) <u>カード及びカード情報の利用は会員に限定され、カードを貸したり、預託したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などをしたりすることはできません。また、カード情報を会員以外に使用させたり提供したりすることもできません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は会員の負担とします。</u></p> <p>(3) 会員にはカードを受け取られると同時に、カードの所定欄に署名していただきます。</p> <p>(4) 会員が<u>本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p>

<p><b>第4条(有効期限)</b></p> <p>(1) カードの有効期限は、当社が定め、<u>カードに表示</u>します。</p> <p>(2) (1)の有効期限までに特に会員からのお申し出がなく、当社が引き続き会員として認められた方には、新しい有効期限のカードを送付いたします。</p>	<p><b>第4条(有効期限)</b></p> <p>(1)カードの有効期限は、当社が定めます。</p> <p>(2)(1)の有効期限までに特に会員からのお申し出がなく、当社が引き続き会員として認められた方に<u>カードを更新</u>いたします。</p>
<p><b>第5条(暗証番号)</b></p> <p>(1) お申込み時に、お届けいただく暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外の方に知られないよう注意していただきます。</p> <p>(2) ご本人以外の方に暗証番号を知らせ、又は知られたことから生じた損害は、会員のご負担といたします。但し、会員の故意または過失のなかったことを当社が確認できた場合は、会員のご負担とはなりません。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><b>第5条(暗証番号)</b></p> <p>(1) <u>暗証番号は、会員に届け出ていただきます。</u>暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、<u>会員は暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</u></p> <p>(2) <u>会員が本人以外の方に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、会員のご負担といたします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、その限りではありません。</u></p> <p>(3) <u>会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。</u></p>
<p><b>第6条(カードのご利用)</b></p> <p>(1) 当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名すること又はその他の当社が定める方法により、商品・権利を購入し、又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けられます(以下「商品購入」という)。但し、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し、代金の精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、あらかじめご承諾いただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード番号等カード上に記された情報のいずれか又は両方を入力する方法等により、商品の提供を受けられるものとします。</p>	<p><b>第6条(カードのご利用)</b></p> <p>(1) 当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けられます(以下「商品購入」という)。但し、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、<u>カード情報</u>のいずれか又は両方を入力する方法等により、<u>商品購入</u>できるものとします。</p>

<p>(4) カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をいたします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、当社が定めた金額とします。但し、当社が必要と認めた場合に変更し、又はご利用を停止させていただきます。又、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてのカードのご利用はできません。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 会員は、換金を目的とする商品購入はできません。</p>	<p>(4) カード利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。<u>会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用もできません。</u>また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、当社が決定した額までとします。但し、<u>法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。</u>また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (削除)</p>
<p><b>第7条(弁済金の支払方法等)</b></p> <p>(1) 商品購入代金のお支払方法は、リボルビング払い（残高スライド方式）とし、以下の口座振替払い、又は店頭払いのいずれかの方法のうち、会員があらかじめ指定した方法とします。但し、店頭払いは、当社が認めた場合に限りです。<u>お支払金額は毎月末日（以下「締切日」という）における商品購入代金の残高（以下「締切日残高」という）を基礎として、末尾の「月々のお支払額算出表」記載の、4千円コース、8千円コース、1万2千円コース、2万円コースのうち当社が定めたコースにより定める金額（以下「弁済金」という）をお支払いいただく方法です。</u>なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合に、<u>他のコースへの変更ができます。</u></p> <p>[1]口座振替払い—預金口座振替依頼書等にて会員よりあらかじめ指定された金融機関口座からの自動振替により、締切日の翌々月4日（以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。但し、お支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。なお、事務上の都合により支払い開始が遅れることがあります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしませんが、当社が再度口座振替の依</p>	<p><b>第7条(弁済金の支払方法等)</b></p> <p>(1)商品購入代金の<u>支払金額及び支払方法は以下のとおりとします。</u></p> <p>[1]支払金額は商品購入代金を毎月10日(以下「利用締切日」という)に締切り、当月14日(以下「利用算定日」という)に(2)により算定した額とし、翌月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という)にお支払いいただきます。但し、事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。</p> <p>[2]支払方法は、以下の口座振替払い、又は店頭払いのいずれかの方法のうち、会員が予め指定した方法とします。但し、店頭払いは、当社が認めた場合に限りです。</p> <p>(1)口座振替払い—<u>会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替により、お支払日にお支払いいただきます。なお、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</u></p>

<p>頼をしない場合にも、会員は異議のないものとします。</p> <p>[2]店頭払い—当社の指定する店舗・施設等にて、お支払日までに(3)のご利用明細書に付帯するお支払票をご提示の上お支払いいただきます。(実際にお支払いいただいた日を以下「お支払実行日」という。)</p> <p>(2) 弁済金には、毎月の締切日残高に対し、当社が定める手数料を含みます(With・In方式)。但し、利用日から起算して最初に到来するお支払日までの期間は、手数料の対象といたしません。また、最初に到来するお支払日を経過した後は、次回お支払日前にお支払いされた場合にも、その手数料をいただきます。手数料の実質年率はカード送付時の書面、又は別途お知らせする書面にて通知します。支払方法は以下のとおりとします。</p> <p>(3) (1)の弁済金としてお支払いいただく金額(以下「弁済金」という)は予めご利用明細書でお知らせいたします。弁済金については、当該通知受取り後20日以内に、会員から特にお申し出のない場合は承認されたものといたします。</p> <p>(4) 当社の定める請求額の確定日までに当社にお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金額等を増額することができます。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(0)店頭払い—当社の指定する店舗・施設等で、お支払日までに(4)のご利用明細書に付帯するお支払票をご提示の上お支払いいただきます。(実際にお支払いいただいた日を以下「お支払実行日」という。)</p> <p>(2)お支払いはリボルビング払い(残高スライド方式)とします。リボルビング払いによる月々の支払金額(以下「弁済金」という)は、利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、会員が予め選択した、末尾の「月々のお支払額算出表」記載の、4千円コース、8千円コース、1万2千円コース、2万円コースに定める金額とします。なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合に、他のコースへの変更ができます。</p> <p>(3)弁済金には毎月のリボ算定日残高に対し、当社所定の手数料を含みます(With・In方式)。手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月の5日又はお支払実行日の翌日から翌月の4日又はお支払実行日までの日割計算とします。但し、利用日から起算して最初に到来するお支払日までの期間は、手数料の対象といたしません。</p> <p>(4)(2)の弁済金としてお支払いいただく金額は予めご利用明細書で通知します。会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。</p> <p>(5) 会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金を増額できます。</p> <p>(6) (略)</p>
<p><b>第8条(遅延損害金)</b></p> <p>(1) 弁済金等のお支払いが遅れた場合は当該金額の商品購入代金相当分に対し、各お支払日の翌日からお</p>	<p><b>第8条(遅延損害金)</b></p> <p>(1)弁済金のお支払いを遅滞した場合は当該金額の商品購入代金相当分に対し、各お支払日の翌日から完済に</p>

<p>支払完了に至るまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 第 20 条 (期限の利益喪失) によりお支払日前に全額支払うことになった場合は商品購入代金残債務の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日からお支払い完了に至るまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 遅延損害金の料率の変更については第 7 条 (弁済金等の支払方法等) (5) を適用いたします。</p>	<p>至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(2)第 20 条(期限の利益喪失)に該当した場合は商品購入代金残債務の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(3)遅延損害金の料率の変更については第 7 条(弁済金の支払方法等)(6)を適用いたします。</p>
<p><b>第 10 条 (見本、カタログ等と現物の相違)</b></p> <p>見本、カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用店舗に対し商品等の交換または契約の解除を申し出ることができません。なお、<u>売買契約を解除した場合、会員は、当社に対し、その旨を通知していただきます。</u></p>	<p><b>第 10 条(見本、カタログ等と現物の相違)</b></p> <p>見本、カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用店舗に対し商品等の交換又は契約の解除を申し出ることができません。</p>
<p><b>第 12 条 (キャッシングサービス)</b></p> <p>(1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社からの融資 (以下「キャッシングサービス」という) を受けられます。なお、<u>1 回当たりの融資金額は、原則として 1 万円単位といたします。</u></p> <p>[1]当社及び当社が提携する金融機関等組織の現金自動受払機 (以下「CD・ATM」という) にて、所定の手続きにより利用する方法。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>[2]その他当社が定める方法。</p> <p>(2) キャッシングサービスのご利用限度枠及びご利用の停止については第 6 条 (カードのご利用) (5)、当社のクレジットカードを 2 枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第 6 条(6)を適用いたします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第 12 条(キャッシングサービス)</b></p> <p>(1)会員は、以下のいずれかの方法により当社からの融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けられます。</p> <p>[1]当社及び当社が提携する金融機関等組織の<u>現金自動支払機又は現金自動預払機(以下「CD・ATM」という)</u>を利用する方法。</p> <p>[2]当社所定の手続きにより第 7 条(弁済金の支払方法等)(1)[2](イ)で会員が指定した金融機関口座に振込む方法。</p> <p>[3]その他当社が定める方法。</p> <p>(2)1 回あたりの融資金額は、<u>原則として 1 万円単位といたします。但し(1)[2]の方法による場合、及び当社が認める場合に限り 1,000 円単位とします。</u>キャッシングサービスのご利用可能枠及び利用の停止については第 6 条(カードのご利用)(5)、当社クレジットカードを 2 枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第 6 条(6)を適用いたします。</p> <p>(3) (略)</p>

**第 13 条（融資金の支払方法等）**

(1) キャッシングサービスご利用による融資金（以下「融資金」という）及び利息（融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という）のお支払方法は、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式（以下「リボルビング払い」という）、又は一括返済方式（以下「一括払い」という）のいずれかをご指定いただきます。

[1]リボルビング払い-会員が以下の8千円コース、1万2千円コース、又は2万円コースのうち当社が定めたコースによりお支払いいただく方法です。なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合に、他のコースへの変更ができます。

○8千円コース-毎月のお支払日までに、融資金等を8千円ずつ（8千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、締切日の融資金残高が10万円を超えたときはお支払い金額が4千円増額され、これに加え10万円を超える毎に4千円ずつ増額されます。

○1万2千円コース-毎月のお支払日までに、融資金等を1万2千円ずつ（1万2千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、締切日の融資金残高が10万円を超えたときはお支払い金額が4千円増額され、これに加え10万円を超える毎に4千円ずつ増額されます。

○2万円コース-毎月のお支払日までに、融資金等を2万円ずつ（2万円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、締切日の融資金残高が10万円を超えたときはお支払い金額が4千円増額され、これに加え10万円を超える毎に4千円ずつ増額されます。

[2]一括払い-お支払日までに融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です（[1]の毎月のお支払金額

**第 13 条（融資金の支払方法等）**

(1) キャッシングサービス利用による融資金（以下「融資金」という）及び利息（融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という）の支払金額は、融資金等を毎月末日（以下「融資金締切日」という）に締切り、翌月14日（以下「融資金算定日」という）に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第7条（弁済金の支払方法等）(1)[1]に定めるお支払日と総称して以下、「お支払日」という）に、お支払いいただきます。

(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式（以下「リボルビング方式」という）、又は一括返済方式（以下「一括払い」という）のいずれかをご指定いただきます。

[1]リボルビング方式-会員が予め選択した以下の8千円コース、1万2千円コース、又は2万円コースのうち当社が定めたコースによりお支払いいただく方法です。なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合に、他のコースへの変更ができます。

○8千円コース-毎月のお支払日までに、融資金等を8千円ずつ（8千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が10万円を超えた場合は支払金額を4千円増額し、これに加え10万円を超える毎に4千円ずつ増額します。

○1万2千円コース-毎月のお支払日までに、融資金等を1万2千円ずつ（1万2千円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を4千円増額し、これに加え10万円を超える毎に4千円ずつ増額します。

○2万円コース-毎月のお支払日までに、融資金等を2万円ずつ（2万円未満の場合は全額）お支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を4千円増額し、これに加え10万円を超える毎に4千円ずつ増額します。

[2]一括払い-お支払日までに融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です（[1]の毎月の支払金額と

と[2]によってお支払いいただく金額とを合わせ、以下「返済金」という)。

[3]お支払いの変更—会員がお支払方法の変更をお申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の一括払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく返済金は、[1]の締切日融資金残高及び変更した一括払い分の合計額を基礎として計算いたします。また、その利息も、その合計額に基づき計算いたします。

(新設)

(2) 融資利率は、カード送付時の書面、又は別途送付する書面にてお知らせし、利息は毎月締切日の融資金残高に対し前のお支払日もしくはお支払実行日の翌日から次回のお支払日もしくはお支払実行日までの日割計算によって計算された金額となります。但し、第1回目の利息は、ご利用日の翌日から第1回目お支払日もしくはお支払実行日までの日割計算によって計算された金額といたします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はございません。

(3) 融資金の締切日並びに返済金のお支払日、その他の支払方法については第7条(弁済金等の支払方法等)(1)を、返済金の請求通知等については第7条(3)を、返済金の増額については第7条(4)を、リボルビング払いの額及び利率の変更については第7条(5)をそれぞれ適用いたします。なお、当社の定めた方法によりお支払日前にご返済いただくこともできます。この場合の利息については、ご利用日、又は前回お支払いいただいた日の翌日からの日割計算によって計算された金額といたします。

(4) (2)又は(3)の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいただきます。

(5) 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付す

[2]による支払金額とを合わせ、以下「返済金」という)。

[3]支払方法の変更—支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく金額は、[1]の融資金リボ残高及び変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。

[4]支払方法の自動変更サービス—当社所定の方法により、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月の5日又はお支払実行日の翌日から翌月の4日又はお支払実行日までの日割計算とします。但し、初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月の4日又はお支払実行日までの期間を日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。

(4)返済金の支払方法については第7条(弁済金の支払方法等)(1)[1]但書及び[2](イ)(ロ)を、返済金の請求通知等については第7条(4)を、返済金の増額については第7条(5)を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第7条(6)をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払いされた日の翌からの日割計算によります。

(5)(3)又は(4)の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいただきます。

(6) 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交

<p>るか、又は、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。なお、毎月一括記載による交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限又は中止することがあります。</p> <p>(6) (5)の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</p>	<p>付するものとします。但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付できるものとします。</p> <p>(7) (6)の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</p>
<p><b>第 14 条 (遅延損害金)</b></p> <p>(1) 返済金のお支払いが遅れた場合は、当該金額の融資金相当分に対し、会員は各お支払日の翌日からお支払完了となるまで融資利率の 1.46 倍の実質年率 (但し、20.0%を上限とします) で計算された額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 第 20 条 (期限の利益喪失) に該当しお支払日前に全額支払うことになった場合は、残債務 (融資金) の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日からお支払完了となるまで融資利率の 1.46 倍の実質年率 (但し、20.0%を上限とします) で計算された額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 遅延損害金の利率の変更については第 7 条 (弁済金等の支払方法等) (5) を適用いたします。</p>	<p><b>第 14 条(遅延損害金)</b></p> <p>(1) 返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、会員はお支払日の翌日から完済に至るまで融資利率の 1.46 倍の実質年率(但し、20.0%を上限とします)で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 第 20 条(期限の利益喪失)に該当した場合は、残債務 (融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の 1.46 倍の実質年率(但し、20.0%を上限とします)で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 遅延損害金の利率の変更については第 7 条(弁済金の支払方法等)(6)を適用いたします。</p>
<p><b>第 15 条 (支払額の充当方法)</b></p> <p>(1) 会員からお支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第 15 条(支払額の充当方法)</b></p> <p>(1) 会員からお支払いいただいた金額が、<u>期限の到来した債務の全額</u>に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>第 16 条 (カードの紛失、盗難等)</b></p> <p>(1) カードを紛失したり、盗難にあわれた場合 (以下「紛失等」という)、すみやかに当社へ連絡し、当社の定めた書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p> <p>(2) (1) の場合、ご本人以外によるカードのご使用に</p>	<p><b>第 16 条 (カードの紛失、盗難等)</b></p> <p>(1) カードを紛失したり、盗難にあつた場合又は<u>カード情報を不正取得された場合</u> (以下「紛失等」という)、<u>会員</u>には、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面をご提出の上、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</p>



<p>より生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。但し、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただきます。</p> <p>[1]会員が第 3 条（カードの貸与）に違反した場合。</p> <p>[2]～[4] (略)</p> <p>[5]第 5 条(暗証番号)(2)にあたる場合。</p> <p>[6]カードが会員の家族、親類、同居人、その他会員ご本人以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>[7] (1) の届出書面に虚偽の申告があった場合、又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。</p>	<p>(2) (1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報のご使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。但し、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただきます。</p> <p>[1]会員が第 3 条(カードの貸与)に違反した<u>ことによる</u>場合。</p> <p>[2]～[4] (略)</p> <p>[5]第 5 条(暗証番号)(2)にあたる場合。<u>但し、第 5 条(2) 但書に該当する場合を除きます。</u></p> <p>[6]カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>[7](1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」という）において虚偽の申告があった場合、<u>故意もしくは過失により（1）の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。</u></p>
<p><b>第 17 条（カードの再発行）</b></p> <p><u>(1) カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合には、会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただきます。なお、カード再発行費用については、第 7 条（弁済金等の支払方法等）(1)に定める商品購入代金のお支払方法に準じて取扱います。</u></p> <p><u>(2) (1) によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業提供者の要請により会員番号等の変更情報等が当社から当該継続的サービス事業提供者に通知されることを予め承認していただきます。</u></p>	<p><b>第 17 条（カードの再発行）</b></p> <p><u>紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員には当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に限り再発行します。この場合、会員には当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。</u></p> <p>(削除)</p>
<p><b>第 18 条（お届け事項の変更等）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 変更となった旨の連絡がなかったために、当社が会員にお届けする請求書、貸金業法で定める書面等が未到着の場合でも、通常通りに到着したとみ</p>	<p><b>第 18 条（お届け事項の変更等）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当社が会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも、通常どおりに到着したものとみなします。</u></p>

<p>なします。但し、やむを得ない事情により (1) の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3) <u>お届け事項の変更がなかったために、当社が連絡を取れないと判断したときは、カードご利用の一時停止をする場合がございます</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>但し、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p>
<p><b>第 19 条 (本規約の変更等)</b></p> <p>当社は本規約の一部または全てを変更する場合は、当社ホームページ (<a href="http://www.saisoncard.co.jp">http://www.saisoncard.co.jp</a>) での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p><b>第 19 条 (本規約の変更等)</b></p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (<a href="http://www.saisoncard.co.jp">http://www.saisoncard.co.jp</a>) での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に<u>本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</u></p>
<p><b>第 20 条 (期限の利益喪失)</b></p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>[1] (略)</p> <p>[2] 商品購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、会員の弁済金等のお支払いが 1 回でも遅れたとき。</p> <p>[3] ~ [7] (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第 20 条(期限の利益喪失)</b></p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>[1] (略)</p> <p>[2] 商品購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、会員の<u>弁済金</u>のお支払いが 1 回でも遅れたとき。</p> <p>[3] ~ [7] (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>第 22 条 (その他承諾事項)</b></p> <p>(1) 会員は以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>[1]第 8 条 (遅延損害金)、第 14 条 (遅延損害金) の遅延損害金及び第 13 条 (融資金の支払方法等) (2) の融資金の利息は、日割計算で行うこと。</p> <p>[2]キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いを CD・ATM で行う場合、当社所定の手数料 (但し、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。) をご負担いただくこと。なお、<u>利用手数料については、第 7 条 (弁済金の支払方法等) (1) に定める商品購入代金のお支払方法に準じて取扱います。</u></p> <p>[3]会員のご都合により第 7 条 (弁済金の支払方法等)、</p>	<p><b>第 22 条(その他承諾事項)</b></p> <p>(1)会員には以下の事項を予めご承認いただきます。</p> <p>[1]<u>第 7 条(弁済金の支払方法等)(3)の手数料、第 13 条 (融資金の支払方法等)(3)の融資金の利息並びに第 8 条(遅延損害金)及び第 14 条(遅延損害金)の遅延損害金は、年 365 日(うるう年は年 366 日)の日割計算で行うこと。</u></p> <p>[2]キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いを CD・ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>[3]会員のご都合により第 7 条(弁済金の支払方法等)、第</p>

<p>第 13 条 (融資金の支払方法等) 以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、<u>会員資格をなくされた後についても会員にご負担いただくこと。</u></p> <p>なお、当社が受領する諸費用は、第 14 条 (遅延損害金) の遅延損害金に含まれるものといたします。</p>	<p>13 条(融資金の支払方法等)以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、<u>会員資格を喪失した後についても会員にご負担いただくこと。</u>なお、当社が受領する諸費用は、<u>利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</u></p>
<p>[4]当社が会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲渡、<u>もしくは、質入その他の担保に供し、及び譲渡した債権を再び譲り受けること。</u> (資産流動化のために他に譲渡する場合も同様とします。)</p>	<p>[4]当社が会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、又は譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p>
<p>[5]当社が会員にお貸したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、<u>会員番号の異なるカードを発行すること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>[5]当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、<u>カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>[6]当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある<u>と判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</u></p>
<p>[7] (略)</p>	<p>[7]前号の場合に、当社がカードを無効化の上カードの再発行手続きをとることがあること。</p>
<p>[6] (略)</p>	<p>[8] (略)</p>
<p>[7] (略)</p>	<p>[9] (略)</p>
<p>[8]会員のカードについて第 7 条 (1) の口座振替によるお支払いが連続して 13 ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p>	<p>[10]会員のカードについて第 7 条(1)②(イ)の口座振替によるお支払いが連続して 13 ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p>
<p>[9] (略)</p>	<p>[11] (略)</p>
<p>[10] (略)</p>	<p>[12] (略)</p>
<p>[11] (略)</p>	<p>[13] (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>[14]当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス (以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p>

<p>(2) 会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>[1]～[3] (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、<u>特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者</u>（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>[1]～[3] (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p><b>第 23 条（会員資格の喪失等）</b></p> <p>(1) 当社は会員が以下のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なく会員資格の取り消し、カード利用の停止、利用可能枠の変更等の処置をすることがあります。また、当社からカードの返却、一時預かり等を求められた場合は、会員はこれに応じていただきます。</p> <p>[1]～[4] (略)</p> <p>[5]<u>第 6 条（カードのご利用）(7) に定める換金を目的とした商品購入等、又はキャッシングサービス、その他暗証番号を利用するサービスもしくはその他のカードのご利用状況が、不適切又は社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</u></p> <p>[6]第 7 条（弁済金等の支払方法等）(1) の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条（1）[9]の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>[7]～[8] (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 23 条(会員資格の喪失等)</b></p> <p>(1)会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、<u>付帯サービスの停止等の処置</u>をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>[1]～[4] (略)</p> <p>[5]<u>換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</u></p> <p>[6]第 7 条(弁済金の支払方法等)(1)[2](4)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(1)[11]の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>[7]～[8] (略)</p> <p>[9]会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪</p>

<p>(2) (1) の処置は、店舗、CD・ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行うものといたします。 <u>届出を行っていただき、カードを返却していただきます。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>失したとき。</u></p> <p>(2) (1)の処置は、店舗、CD・ATM を通じて行うなど当社所定の方法により行います。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5)会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。</u></p> <p><u>(6)会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。</u></p>
---	--

【下線部は改定部分を示します。】

リボテーブル  
(変更前)

ショッピングリボリング払いテーブル (月々のお支払額算出表) (第7条(1)参照)				
	4千円コース	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース
残高	弁済金	弁済金	弁済金	弁済金
1円~100,000円	4,000円	8,000円	12,000円	20,000円
100,001円~200,000円	8,000円	12,000円	16,000円	24,000円
200,001円~300,000円	12,000円	16,000円	20,000円	28,000円
以降 100,000円増すごとに 4,000円ずつ加算				

注1：弁済金が上記の算出表の該当の弁済金に満たない場合には、全額となります。

注2：カードで新たなショッピング利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

キャッシングリボリング払いテーブル (月々のお支払額算出表)			
	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース
残高	月々のお支払額	月々のお支払額	月々のお支払額
1円~100,000円	8,000円	12,000円	20,000円
100,001円~200,000円	12,000円	16,000円	24,000円
200,001円~300,000円	16,000円	20,000円	28,000円
以降 100,000円増すごとに 4,000円ずつ加算			

注1：月々のお支払額が上記の算出表の該当のお支払額に満たない場合には、全額となります。

<ショッピング リボルビング利用代金具体的お支払例>

元利定額 4,000 円コース、実質年率 14.4%(月利 1.2%)の場合

2月1日～2月末日までに 30,000 円ご利用の場合

◇初回(4月4日)お支払い(ご利用残高 30,000 円)

- 〈1〉手数料：ありません
- 〈2〉元本充当分：4,000 円
- 〈3〉お支払後残高：30,000 円 - 4,000 円 = 26,000 円

◇第2回(5月4日)お支払い

- 〈1〉手数料：26,000 円 × 1.2% = 312 円
- 〈2〉元本充当分：4,000 円 - 312 円 = 3,688 円
- 〈3〉お支払後残高：26,000 円 - 3,688 円 = 22,312 円

(変更後)

■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第7条(2)参照)

	4千円コース	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース
リボ算定日残高	弁済金	弁済金	弁済金	弁済金
1円～100,000円	4,000円	8,000円	12,000円	20,000円
100,001円～200,000円	8,000円	12,000円	16,000円	24,000円
200,001円～300,000円	12,000円	16,000円	20,000円	28,000円
以降 100,000円増すごとに 4,000円ずつ加算				

注1:弁済金が上記の算出表の該当の弁済金に満たない場合には、全額となります。

注2:カードで新たなショッピング利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第13条(2)[1]参照)

	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース
残高	月々のお支払額	月々のお支払額	月々のお支払額
1円～100,000円	8,000円	12,000円	20,000円
100,001円～200,000円	12,000円	16,000円	24,000円

200,001 円～300,000 円	16,000 円	20,000 円	28,000 円
以降 100,000 円増すごとに 4,000 円ずつ加算			

注 1:月々のお支払額が上記の算出表の該当のお支払額に満たない場合には、全額となります。

■ショッピング リボルビング利用代金 具体的お支払い例

- ・4千円コース、実質年率 14.4%の場合
- 2月11日～3月10日までに30,000円ご利用の場合

◇初回(4月4日)お支払い(ご利用残高 30,000円)

- <1>手数料:ありません
- <2>元本充当分:4,000円
- <3>お支払後残高:30,000円-4,000円=26,000円

◇第2回(5月4日)お支払い

- <1>手数料: $26,000 \text{円} \times 14.4\% \div 365 \text{日} \times 10 \text{日} + 26,000 \text{円} \times 14.4\% \div 365 \text{日} \times 20 \text{日} = 307 \text{円}$
- <2>元本充当分:4,000円-307円=3,693円
- <3>お支払後残高:26,000円-3,693円=22,307円

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意の上、申込みをします。	申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。
<p><b>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</b></p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。</p> <p>[1]各取引所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、</p>	<p><b>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</b></p> <p>(1) 会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>[1]各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届</p>

<p>職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で 会員が当社に届出た事項</p> <p>[2]各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品 名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>[3]各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済 状況</p> <p>[4]各取引に関する申込み及び支払途上における会員の 支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資 産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利 用履歴及び過去の債務の返済状況</p> <p>[5]各取引において会員からの問合せにより当社が知り 得た情報（通話情報を含む）</p> <p>[6]～[7] (略)</p> <p>[8]各取引に関する会員の支払い能力を調査するため、 会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確 認を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>[9]官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、 その他の連絡先情報（Eメールアドレス、SNS アカウ ントその他インターネット上の連絡先を含む。）</u>、職 業、勤務先、家族構成、住居状況、<u>取引目的等の事項</u></p> <p>[2]各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品 名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況 <u>及び契約の内容に関する情報</u></p> <p>[3]各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済 状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報</p> <p>[4]会員が申告した資産、負債、収入等、<u>個人の経済状 況に関する情報</u></p> <p>[5]<u>会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における 申出等</u>により、当社が知り得た情報（<u>映像・通話情報 を含む</u>）</p> <p>[6]～[7] (略)</p> <p>[8]会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確 認を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>[9]<u>インターネット、官報、電話帳等において一般に公 開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と 判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果 等を含む）</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</b></p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当 社が下記の目的のために第1条(1)[1][2]の個人情報 を利用することに同意します。</p> <p>[1]当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（そ れらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその 他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の 送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービ ス</p> <p>[2]当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝 物・印刷物の送付、電話等による営業案内</p> <p>[3] (略)</p>	<p><b>第2条（第1条以外での個人情報の利用）</b></p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当 社が下記の目的のために第1条(1)[1][2][3][4][5][9] の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>[1]当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（そ れらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその 他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の 送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他イン ターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフタ ーサービス</p> <p>[2]当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝 物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセー ジその他インターネット上の連絡等による営業案内</p> <p>[3] (略)</p>



<p>(2) 会員は、前項の利用について、中止の申出ができません。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>	<p>(2) 会員は、前項[1][2]の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>
<p><b>第3条（個人情報機関への登録・利用）</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 加盟個人情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストイスト 15 階</p> <p>TEL 0570-666-414</p> <p>ホームページ <a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a></p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>[1]本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>[2]本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p> <p>[3]債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p> <p>※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>(株)日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>TEL 0570-055-955</p> <p>ホームページ <a href="http://www.jicc.co.jp">http://www.jicc.co.jp</a></p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払回</p>	<p><b>第3条（個人情報機関への登録・利用）</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 加盟個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストイスト 15 階</p> <p>TEL 0570-666-414</p> <p>ホームページ <a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a></p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>[1]本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>[2]本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内</p> <p>[3]債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内</p> <p>※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>(株)日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>TEL 0570-055-955</p> <p>ホームページ <a href="http://www.jicc.co.jp">http://www.jicc.co.jp</a></p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、<u>保証額</u>、商品名及びその数量等、</p>

<p>数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</p> <p>登録期間</p> <p>[1]本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から6ヶ月を超えない期間</p> <p>[2]本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>[3]契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び完済日から5年を超えない期間</p> <p>[4]取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間</p> <p>[5]延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年を超えない期間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、<u>保証履行</u>、強制解約、破産申立、債権譲渡等)</p> <p>登録期間</p> <p>[1]本契約にかかる申込みをした事実は、<u>当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内</u></p> <p>[2]本人を特定するための情報は、<u>契約内容等に関する情報等</u>が登録されている期間</p> <p>[3]契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び<u>契約終了後5年以内</u></p> <p>[4]取引事実に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) (略)</p>
<p><b>第5条(本同意条項に不同意の場合)</b></p> <p>当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第2条(1)に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。</p>	<p><b>第5条(本同意条項に不同意の場合)</b></p> <p>当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みを<u>お断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)[1][2]に同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。</u></p>
<p><b>第7条(各取引の契約が不成立の場合)</b></p> <p>(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。</p> <p>[1]会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用</p> <p>[2]第3条(2)に基づく加盟指定信用情報機関への登録</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第7条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)</b></p> <p>(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。</p> <p>[1]会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用</p> <p>[2]第3条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録</p> <p>(2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項[1]に定める目</p>

<p>(2) 前項[2]は、加盟指定信用情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。</p>	<p><u>的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。</u></p> <p>(3) 第1項[2]は、加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。</p>
---	---

【下線部は改定部分を示します。】